特定非営利活動法人アジアボランティアセンター定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人アジアボランティアセンター（略称、AVC）という。

2　英文法人名は、Asia Volunteer Center－AVC という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区茶屋町2番30号に置く。

（目的）

第3条　この法人は、海外ボランティア団体とのネットワークを活かし、草の根レベルの人材育成と相互理解の促進に関する事業を行うことにより、環境の保全と平和推進をはかり、アジア・太平洋地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表5号（環境の保全を図る活動）、同8号（人権の擁護又は平和の推進を図る活動）、同9号（国際協力の活動）を行う。

（事業の種類）

第5条　この法人は、特定非営利活動に関わる次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に関わる事業

①国際ボランティアに関する人材育成事業

②国際協力のプログラムの提供事業

③国際ボランティアに関する総合的企画事業

④国際ボランティアに関する調査及び研究事業

⑤国際ボランティアに関する講演会、講座などの企画運営事業

⑥国際ボランティアに関するセミナー、シンポジウム、ワークショップ等の開催事業

⑦ボランティアの講師派遣事業

⑧植林・水利・ごみ処理など環境の保全を図る事業

⑨交流及び協力関係の促進事業

⑩ボランティアに関する機関紙・広報誌の刊行事業

⑪その他目的を達するために必要な事業

第2章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第7条　正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

代表は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条　会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2)会費を2年以上納入しないとき。

（除名）

第10条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第11条　会員が納入した会費及びその他の拠出金はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章　役員

（種別）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

(1)理事　5～20人

(2)監事　2人

2　理事のうち、1人を代表、1人を副代表、1人を専務理事とする。

3　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

4　代表、副代表、専務理事は、理事の互選により定める。

5　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第 13 条　代表は、この法人を代表し、その業務を統括する。
2　副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
3　専務理事は、日常の業務を統括する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)この法人の財産の状況を監査すること。
(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）
第 14 条　役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（欠員補充）
第 15 条　理事又は監事のうち、その定款の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 16 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
　但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
(2)職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 17 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第 4 章　総会
（種別）
第 18 条　この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）
第 19 条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）
第 20 条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)定款の変更
(2)解散
(3)合併
(4)事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)事業報告及び収支決算
(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8)事務局の組織及び運営
(9)その他運営に関する重要事項

（開催）
第 21 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)代表が必要と認めたとき。
(2)正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
(3)監事が第 13 条第 5 項第 4 号の規定により招集したとき。

（招集）
第 22 条　総会は、代表が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。
2　代表は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 23 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 24 条　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 25 条　総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（書面表決等）
第 26 条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決

を委任することができる。
2　前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
3　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（議事録）
第 27 条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)正会員の現在数
(3)出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
(4)審議事項及び議決事項
(5)議事の経過の概要及びその結果
(6)議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章　理事会
（構成）
第 28 条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）
第 29 条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1)総会に付議するべき事項
(2)総会に議決した事項の執行に関する事項
(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第 30 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)代表が必要と認めたとき。
(2)理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）
第 31 条　理事会は代表が招集する。
2　代表は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 32 条　理事会の議長は、代表があたる。

（議決等）
第 33 条　この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第 6 章　資産、会計及び事業計画
（資産）
第 34 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)財産目録に記載された財産
(2)会費
(3)寄付金品及び助成金
(4)財産から生じる収入
(5)事業に伴う収入
(6)その他の収入

（資産の管理）
第 35 条　資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（経費の支弁）
第 36 条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第 37 条　この法人の事業計画及び予算は、代表が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）
第 38 条　前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 39 条　第 37 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告書及び決算）
第 40 条　代表は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（長期借入金）

第 41 条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）
第 42 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章　事務局
（設置）
第 43 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3　事務局の職員は、代表が任免する。

（書類及び帳簿の備置き）
第 44 条　主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
(1)会員名簿及び会員の異動に関する書類
(2)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章　定款の変更及び解散
（定款の変更）
第 45 条　この定款の変更は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

（解散）
第 46 条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
(1)総会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
(3)正会員の欠亡
(4)合併
(5)破産
(6)所轄庁による認証の取消し
2　総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

（残余財産の処分）
第 47 条　本会が解散の際に有する残余財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、解散の際の総会において、出席者の 3 分の 2 以上の議決をもって定めるところに帰属させるものとする。

第 9 章　雑則
（公告）
第 48 条　この法人の公告は官報により行う。

（委任）
第 49 条　この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（以下、附則　省略）